

神戸市外国語大学大学院長期履修学生規則

2023年4月1日

規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学大学院学則（2007年4月学則第2号。以下「大学院学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、大学院に入学を許可された者であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第11条に規定する修業年限で修了することが困難であると認められた者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) 前2号のほか、やむを得ない事情により修業年限で課程を修了することが困難な者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は1年単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間とを通算して大学院学則第12条に規定する在学期間を超えることはできないものとする。

- 2 第1項に定める長期履修の期間は、4月1日を始まりとする。
- 3 休学の期間は、前項の期間に算定しない。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (3) 前2号のほか学長が必要と認める書類

(許可)

第5条 長期履修の許可は、研究科会議の議を経て学長が行う。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該履修期間の短縮を希望するときは、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、在学中に1回までとする。
- 3 第1項による申請があったときは、研究科会議の議を経て、学長が可否を決定する。
- 4 第1項の長期履修期間の短縮を認める場合の期間については、第3条の規定を準用する。

5 履修期間は、これを延長することはできない。

(許可の取り消し)

第7条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、学長は、研究科会議の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第8条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸市公立大学法人授業料その他の料金に関する規則（2023年4月規則第56号）の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 神戸市外国語大学大学院長期履修学生規程（2016年10月規程第2号）は、廃止する。

様式第1号

長期履修申請書

年 月 日

神戸市外国語大学長 様

大学院 _____ 専攻
氏 名 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学（予定）年月日	年 月 日
長期履修申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
現住所	〒
勤務先	名称及び 職種
	所在地
理由	
履修計画	

- ・ 在職証明書等長期履修が必要であることを証明する書類を添付すること。証明する書類の添付ができないときは、その理由を付した書面を提出すること（様式任意）。

<大学記入欄>

教員所見

署名 _____

様式第2号

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

神戸市外国語大学長 様

大 学 院 _____ 専 攻 _____

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修期間の短縮を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済履修期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更希望する履修期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
理由	
変更後の履修計画	

・変更を希望する理由を証明できる書類があるときは添付すること。

<大学記入欄>

指導教員の所見

署名 _____